

# 屋外広告物の規制の見直し（案）について

市民の皆様からのご意見を募集します

平成29年6月1日

名古屋市では、地域の特性を考慮した良好な景観の形成、風致の維持を図るとともに、公衆に対する危害を防止するため、名古屋市屋外広告物条例を制定し、屋外広告物に関する必要な規制を行っています。

この度、**屋外広告物の安全対策の強化**及び**公共空間等における屋外広告物の活用**を図るため、屋外広告物の規制を見直すこととしました。

ついては、制度見直しのための素案を作成しましたので、広く市民の皆様からのご意見を募集します。

## 屋外広告物の規制の概要について

「**屋外広告物**」とは、常時または一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるとともに、文字や絵で表現された一定の観念やイメージを伝達するものは屋外広告物に該当し、内容が営利的な広告かどうかは問いません。

- 広告物を表示又は設置する場合は、原則、市長の許可が必要となります。

ただし、表示面積の合計が10㎡以下の自家用広告物など、許可が不要な場合があります。許可期間は広告物の種類に応じ3箇月～3年で、許可期間満了後も継続して表示又は設置する場合は、継続の許可が必要となります。

- 広告物の表示又は設置が禁止されている地域や物件があります。

**禁止地域**：第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区、指定文化財の周辺、高速道路の沿道、都市公園、官公署・学校・図書館の敷地 など

**禁止物件**：橋りょう・高架道路、街路樹、信号機・道路標識、郵便ポスト、送電塔・テレビ塔、煙突、記念碑 など

- 広告物を表示又は設置する場合は規格等に適合しなければなりません。

**規格等**：広告物の種類や地区毎に設置場所や形状、大きさ、色彩等に関する制限が設けられています。

- 広告物の表示・設置者には**管理義務**や**除却義務**があります。

**管理義務**：広告物の補修その他の必要な管理を怠らず、良好な状態を保持する義務

**除却義務**：許可期間の満了時や広告物が不要になった際に遅滞なく除却する義務

# 屋外広告物の規制の見直し(案)の内容

## 1 屋外広告物の安全対策の強化

### 《背景と目的》

ビル等に設置された屋外広告物が強風等により落下すると、甚大な被害を引き起こす恐れが高く、平成27年2月に発生した札幌市での看板落下事故以降、屋外広告物に対して安全性の確保を求める声が全国的に高まっています。

こうした中、平成28年4月に、国において安全対策の強化を内容とする「屋外広告物条例ガイドライン(案)」が改正されたことから、本市においても、屋外広告物の安全点検の実施を義務付けるなど、安全対策の強化を図るものです。

### ○管理義務の明確化

屋外広告物の表示・設置者及び管理者は、屋外広告物に関し補修その他の必要な管理を怠らないようにし、良好な状態を保持する管理義務がありますが、事故等が発生した場合の責任は、屋外広告物の所有者又は占有者が負うことになるため、従来の表示・設置者、管理者に加え、屋外広告物の所有者又は占有者にも管理義務があることを条例上も明確にします。

### ○安全点検の義務化

名古屋市内に掲出される全ての屋外広告物を対象に、屋外広告物の表示・設置者等は、毎年1回、広告物の本体、接合部、支持部等の劣化及び損傷の状況について安全点検(通常点検)を実施することを義務付けます。

さらに、一定規模以上(次頁参照)の屋外広告物については、3年に1回、通常点検に代えて有資格者による安全点検(特別点検)を実施することが必要になります。

### ○点検結果報告の義務化

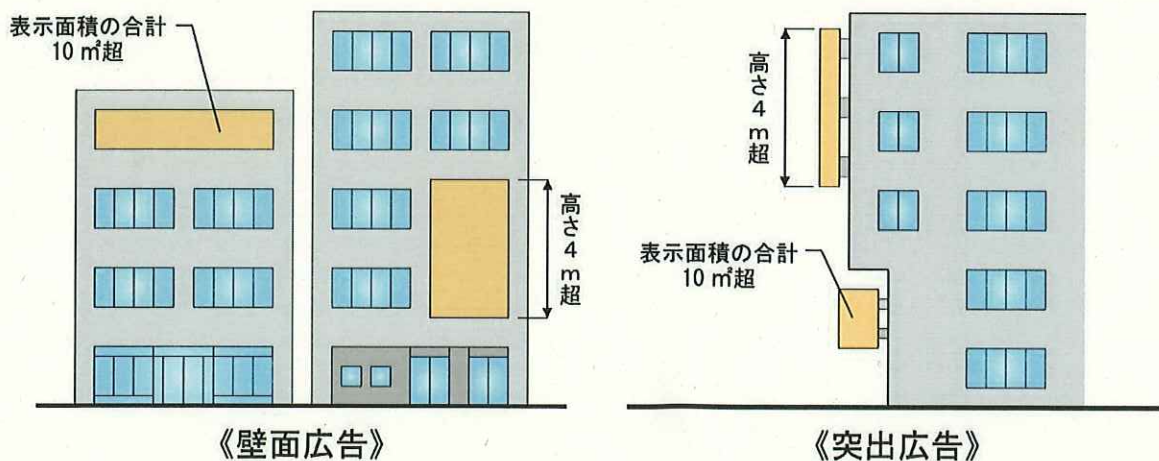
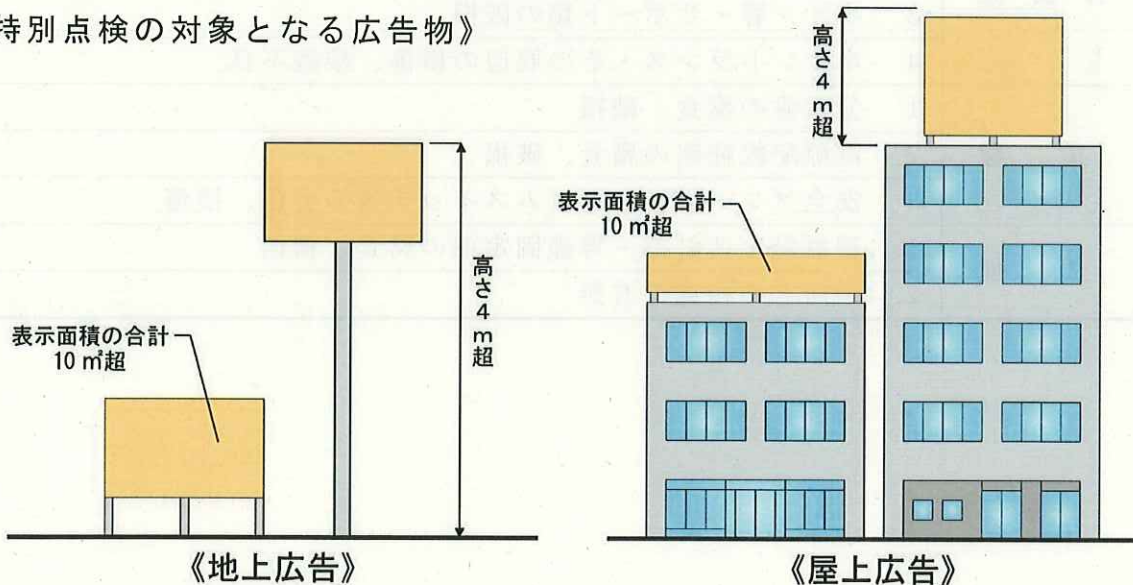
許可を必要とする屋外広告物については、許可申請を行う際、市長に直近の安全点検の結果(安全点検時の写真を含む。)を報告することを義務付けます。

なお、許可が不要の屋外広告物については、安全点検の結果を報告する必要はありませんが、安全点検は実施する必要があります。

## 《安全点検の対象及び方法》

点検区分	安全点検の対象	実施時期	点検者の資格
通常点検	全ての屋外広告物を対象とします。	毎年1回	資格不要
特別点検	以下のいずれかに該当する屋外広告物を対象とします。 ○ 広告物の高さが4 mを超えるもの ○ 広告物の表示面積の合計が10 m <sup>2</sup> を超えるもの	3年に1回	以下のいずれかに該当する資格が必要となります。 ○ 屋外広告士 ○ 建築士（1級・2級） ○ 電気工事士（第1種・第2種・特殊電気工事資格者（ネオン工事に限る。）） ○ 電気主任技術者（第1種・第2種・第3種） ○ 屋外広告業の事業団体が公益目的事業として実施する広告物の点検に関する技能講習のうち市長が認めたものの修了者

## 《特別点検の対象となる広告物》



## 《点検項目及び点検内容》

安全点検（通常点検及び特別点検）は、広告物の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況について、下記点検項目と点検内容に基づいて実施する必要があります。

点 検 項 目	点 検 内 容
基 礎	1 上部構造の全体の傾斜、ぐらつき
	2 基礎のクラック、防水層の裂傷等の異常
支 持 部	1 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化
	2 鉄骨接継部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間
	3 鉄骨接継部（ボルト）のゆるみ、欠落
取 付 部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形
	2 ベース周辺・コーキングの老朽化、溶接部の劣化
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）取付部周辺の異常
広告板・文字	1 広告板面・文字等のひどい汚れ、変色、さび
	2 広告板面・文字等の破損、変形、ビス等の欠落
	3 枠組み部材の破損、ねじれ
照 明 装 置	1 蛍光灯・照明灯・LEDの不点、ネオン管の不発光
	2 照明器具・LEDの取付部の破損、変形、さび、漏水
	3 ネオン管・サポート類の破損
	4 ネオントランス・その周辺の損傷、接続不良
分 電 盤	1 分電盤の腐食、破損
	2 電源配線経路の腐食、破損
	3 安全ブレーカー・タイムスイッチ等の劣化、損傷
そ の 他	1 避雷針の突針部・導線固定部の腐食、損傷
	2 図面との相違の有無

## 2 公共空間等における屋外広告物の活用

### 《背景と目的》

近年、まちづくりにおいて、まちの賑わい創出や公衆の利便増進を目的とした地域活動や施設整備、地方公共団体と地域住民が一体となったイベントの開催など、様々な取り組みが行われるようになり、エリアマネジメントの一環として広告料収入を地域の活性化に役立てようとするニーズが高まっています。

しかしながら、本市では、良好な景観の形成と風致の維持を阻害しないよう広告物の表示・設置を抑制する観点から、公共空間においては原則禁止し、掲出目的、場所、期間に関わらず一律の規制がかけられています。そのため、公共空間等において屋外広告物を積極的に活用していく上で制約となっていることから、必要に応じて規制緩和ができるよう規制を見直すものです。

### ○まちの賑わい創出等に資する広告物の規制緩和

公共空間等におけるまちの賑わい創出及び公衆の利便向上に資する広告物（その広告料収入を公益上必要な施設等の設置又は管理に要する費用等に充てるものを含む。）については、設置主体を限定した上で、設置基準を満たすことを条件に、屋外広告物の各種規制（禁止地域、禁止物件、規格等）を緩和できるようにします。

**設置主体** 以下のいずれかに該当するものを対象とします。

- 都市再生推進法人、道路協力団体及びこれらに準ずる団体
- 国・地方公共団体（国・地方公共団体と事業契約等を締結した民間事業者を含む。）

**設置基準** 以下のすべての要件を満たすものを対象とします。

- 広告物の表示期間が原則3箇月を超えないこと
- 良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するものであること
- 広告物の表示又は設置について関係機関との調整が整っていること



## ○禁止地域における広告付案内図板の規制緩和

案内図板は、案内する対象の名称や地図等の表示に限って一部の禁止地域で設置を認めてきましたが、民間事業者を活用し市民サービスの向上を図るため、設置基準を設けた上で、これまで禁止されていた都市公園や官公署等の敷地においても広告付案内図板が設置できるよう規制を緩和します。

### 設置が可能となる禁止地域

- 第1種・第2種低層住居専用地域、風致地区
- 東名高速道路、名古屋第二環状自動車道、東名阪自動車道、東海道新幹線（一部区間）の両側500m以内の地域で、路面又は路盤面高以上（住居専用地域、市街化調整区域に限る。）
- 都市公園
- 官公署、学校、図書館、公会堂、公民館の敷地

### 設置基準

- 表示面積 3 m<sup>2</sup>以下
- 高さ 2.5 m以下
- 広告部分の面積 表示面積全体の1/3以下
- 掲出する広告の1者あたりの表示面積 表示面積全体の1/10以下

